

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における自殺対策の強化を図るため、地域自殺対策強化交付金を活用して民間団体等が行う地域自殺対策強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱（令和元年5月29日付け厚生労働省発社援0529第6号厚生労働事務次官通知の別紙、以下「交付金交付要綱」という。）、地域自殺対策強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙、以下「強化事業実施要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目、事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、事業内容ごとの対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、300,000円のいずれか低い額（別表第1(12)に示す事業のうち、パトロールの実施又は自殺企図者の一時保護に係る内容で知事が認めるものは、この限りでない。）とし、事業内容ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間団体等は、交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 民間団体等は、前項の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容を民間団体等に様式第2号により通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額し

て交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合(別表に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

なお、承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 民間団体等は、第4条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合(仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。)は、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 民間団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が

完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告書)

第7条 民間団体等は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 民間団体等は、第4条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、第1項の実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 民間団体等は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第6条第1項(5)の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

種目	事業内容	基準額	対象経費	補助率
(1) 対面相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等 ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等） ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営等 ・相談担当者や家族等の支援者等への支援等 	知事が必要と認められた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）	10/10
(2) 電話・SNS相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等 ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等 		事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等 ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等 			
(3) 人材養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣 ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣等 ・e-ラーニング等を活用した自団体又は他の民間団体等の相談担当者への研修の実施 等 			
(4) 普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、講演会等の開催 等 ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等 ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布 ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報等 			
(5) 自死遺族支援機能構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及） ・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備 ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援 ・遺族等への法律面や生活面における相談支援 ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施等 			
(6) 若年層対策事	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層（40歳未満）に対する(1)から(4)に掲げる事業 （児童、生徒等を含む若年層が、生活上の 	知事が必要と認めた	事業実施に必要な報酬、賃	10/10

業	<p>困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者(40歳以上を含む。)に対しても行う事業 	額	金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費(若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)備品購入費、委託料	
(7) 深夜電話相談強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、深夜(22時)から早朝(5時)にかけて実施する電話等による相談事業を新たに実施する際に係る相談対応者の配置、増員等 			
(8) 自殺未遂者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣 ・受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整 ・退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等 ・自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援 ・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施 ・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修等 		(上記の経費に限る。)	
(9) ゲートキーパー養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣 ・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣 			
(10)	「災害時自殺対策事業」を実施した後、引			

<p>災害時 自殺対策 継続支援 事業</p>	<p>き続き対応が必要な以下の取組 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等</p>			
<p>(11) 災害時 自殺対策 事業</p>	<p>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等</p>			
<p>(12) ハイリスク地 対策事業</p>	<p>・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置 ・ハイリスク地のパトロールの実施 ・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護 ・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事及び災害時自殺対策事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）</p>	<p>10/10</p>

別表 2

第 6 条で規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第1号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書
- 3 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 収支予算（見込み）書

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

殿

山梨県知事 氏 名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、山梨県補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定および山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助対象事業

（事業内容は、申請書記載のとおり）

2 補助対象事業額 金 円

3 交付決定額 金 円

4 補助金の交付条件等

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（別表に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合（別表 2 に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

なお、承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良

な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 民間団体等は、第4条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 民間団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

5 実績報告書の提出は、補助事業の完了の日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

6 この補助金の額の確定は、事業完了後提出される事業実績報告書により行う。

別表2

「4 補助金の交付条件等」で規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金
交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費
補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

様式第6号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類
を添えて実績を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

様式第7号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算払額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算払 請求額④	備 考

3 概算払請求の理由

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度山梨県地域
自殺対策強化民間団体等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額につ
いては、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15
条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

- 5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。